

フランス新破産法における企業と企業指揮者との分離

福井 守

目次

- (一) 新破産法の基本原理
- (二) 企業の運命
- (三) 企業指揮者の運命
- (四) あとがき

一、新破産法の基本原理

一九六七年七月二二日⁽¹⁾の法律によるフランス破産法の改正の基本原理を「*人を企業から区別する*」(distinguer l'homme de l'entreprise) とした。

改正前の破産法は企業と企業指揮者 (dirigeants de l'entreprise) との運命に結びついていた。そして裁判上の整理 (réglement judiciaire) と破産 (faillite) の間の裁判所の選択は、この共同の運命によじて、その判断を誤る。

フランス新破産法における企業と企業指揮者との分離 (福井)

とが多かつた。

たとえば、企業の支払停止が企業指揮者の不誠実な活動に由来するとき、裁判所はこの不誠実を罰するために企業を破産させ、企業指揮者の個人的な不誠実や不和のために、企業そのものが解体するという不都合を生ぜしめた。したがつて、この制裁（破産）は企業指揮者を処罪しようという目的にはきわめて不適当なものであった。他面、企業指揮者は誠実に行動していたが、不運であつたために支払停止状態が生じたときは、企業指揮者が破産の不名誉を蒙らないように裁判所は裁判上の整理を宣告し、これによつて企業はその経営を継続し、強制和議（concordat）を提示することが許された。しかしこの場合にも、往々にして企業には経済的に再建するだけの存続能力が不足し、和議の基礎が薄弱であることが稀ではなかつた。

このように従来のフランス破産法は、企業指揮者の道義的な行為と企業の経済的な存続能力との混同によつて畸型なものであつたといえる。企業が経済的に存続できる能力のあるときは、企業指揮者の不誠実な行動の如何にかかわらず、健全な企業の再建をはかるために裁判上の整理によつて処理すべきであり、逆に生活力のない企業は、企業指揮者の誠意の如何を問わず財産の清算によつて消滅せしむべきである。そして不誠実な企業指揮者に対しては、別に厳しい制裁を課すのが適當である。

以上のような解決は、つまるところ企業の運命と企業指揮者の運命とを分離するところに存在する。そしてこの分離の実現こそ、フランス新破産法の基本原理であるといえる。この改正の本質的目的に従い、われわれは以下において企業の運命と企業指揮者の運命とを区別して、この改正法の概要を述べることにする。ただし本稿は、もともと会

社法との関連における破産制度、とくに会社破産にむづかしく会社指揮者の責任拡張ないしは制裁に関する規定⁽²⁾を解釈するための研究資料として起稿したものであるから、破産制度の全体にわたるものではなく、ことに破産手続の詳細については他稿にゆずり、これを叙述の範囲外としたことを予めお断りしておきたい。⁽³⁾

注

(一) Lambert-Faivre "L'entreprise et ses formes juridique" Revue Trimestrielle de Droit Commercial, 1968.

P. 944.

(2) わなみに、新会社法（一九六六年七月二四日の法律）の関係条文をあげると、

第五四条「会社の裁判上の整理または財産の清算の場合には、裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産犯罪に関する法令に掲げられた者は、会社負債につき責任を負い、かつ前記法令によつて定められた条件に従い、営業を禁止やれかの失権する」。

第一一四条「会社の裁判上の整理または財産の清算の場合に、裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産犯罪に関する法令に定められた禁止および失権は、前記法令に掲げられた者に対し、その定める条件に従い適用される」。

第一五〇条「会社の裁判上の整理または財産の清算の場合に、裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産犯罪に関する法令の定める禁止および失権は、前記法令に掲げられた者に対し、その定める条件に従い適用される」。

第一四八条「会社の裁判上の整理または財産の清算の場合には、裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産犯罪に関する法令に掲げられた者は、前記法令の定める条件に従い、会社負債につき責任を負わされうる」。

第一四九条「会社が第一一八条ないしは第一五〇条の規定に従うときは、執行役員会の構成員は、第二四二条ないしは第一一四八条の条文に定められた条件に従い、取締役と同一の責任に服する」。

「会社の裁判上の整理または財産の清算の場合には、裁判上の整理、財産の清算、個人破産および破産犯罪に関する法令に掲げられた者は、前記法令の定める条件に従い会社負債につき責任を負わされうる」。

フランス新破産法における企業と企業指揮者との分離（福井）

以上の規定はやぐて一九六七年七月一日の法律 (n°67—563) による改正されたものであつて、この法律の規定は、一九六八年一月一日以降に開始された手続にがれり適用される。

(3) フランス新破産法に関する文献は現在のところ数少ないが、本稿の作成にあたつては次の文献を参考とした。すなわち、E. D. Pontavice, "La réforme de la faillite (Loi du 13 juillet 1967)" J. C. P. 1—2138. Toujas et Argenson. "La réforme de la faillite" (Le nouveau régime du règlement judiciaire et de la liquidation des biens) J. C. P. 1968. 21—83817. Ripert et Roblot, Les sociétés commerciales, 1968. Addendum. P. 850 et s. なお、フランスの旧破産法および詮語等については、小野木常（種遺・小野貞一郎）「破産および破産犯罪」（仏蘭西商法(5)—現代外国法典叢書）を参照した。

II 企業の運命

第一は、企業が支払停止状態になったときの企業の運命であるが、この点については、新破産法は以下の点に革新を示してゐる。一つは、本法が定める裁判上の整理および財産の清算に従つべき者が伝統的な商人概念から離れて企業概念への移行を示してゐることであり、他は、右の両手続の選択基準が企業指揮者の活動の道義性から企業の存続の可能性へと変更したことである。

①企業概念 本法の制定に際し、國庫官書 (Garde des Sceaux) は企業の概念を定立するに至るを国会に提議したが、国会の審議の結果はこの要求に応えていない。しかしながら、本法が自然人であるか法人であるかを問わず、すべての商人を対象とするだけでなく、私法上のすべての法人、ことに非商人たる法人をも対象としていることは、実質的には、企業概念の定立が試みられたものと考えられる (1条)。非商人たる法人の例としては、民事会

社 (société civil)、農業協同組合 (coopérative agricole)、非當利の社團法人 (association de caractère désintéressé) などがあげられる。⁽⁸⁾

なお注田すぐれ点は、商人概念の基礎をなす商行為を列挙する商法典六三三一条が本法によつて改正されてしまつた。すなわちフランスでは、古くからの概念によつて、生産品や商品を転売する目的の購買のみが商行為を構成し、不動産 (immeuble) に関する行為は民事行為 (acte civil) とみなれていた。したがつて、商行為の特色である富の流通における投機および仲立を構成しているにもかかわらず、不動産業者は商人ではないから、たとえ支払停止状態が生じても、破産法の適用を免れることがやめた。この不合理な状態を終息せしめるため、本法によつて改正された新六三二一条は「転売を目的とする不動産のあるる購売」および「不動産、営業財産 (fonds de commerce)、不動産会社の株式または持分の購買、引受あるいは売却のための仲介者のあらゆる取引」を商行為として付加した。したがつて、これらの行為の職業的行使は商人資格を発生させ、その結果、これらの行為を営業とする者にも本法が適用されることになった。その範囲では商人概念の拡張がみられる。

注

- (1) Lambert-Faivre, op. cit., P. 944.
- (2) Pontavice, op. cit., n°12.

①裁判上の整理と財産の清算の選択基準 以上のよつた企業が支払停止状態になつたとき、新法はその企業債務の清算手続として裁判上の整理 (réglement judiciaire) と財産の清算 (liquidation de biens) の二つの手続を規定し、

フランス新破産法における企業と企業指揮者との分離 (福井)

ている。

裁判上の整理は、一八八九年三月四日の「破産立法の修正に関する法律」の下での裁判上の清算 (liquidation judiciaire) に代わるものとして、一九五五年五月二〇日 の「破産ならびに裁判上の整理および復権に関する命令」により既に設けられていたものをこのまま承継したものであるが、この制度の本質は、かつて「緩和された破産」(faillite atténuée) といわれたように、支払停止した企業において、強制和議の成立およびその履行を目的とする点にある。これに対し、財産の清算とは旧法の下で破産 (faillite) と呼ばれていたもののうちの財産の清算手続がこれに相当し、一気に債務者の財産の強制的清算を行わんとする手続である。

裁判所は、支払を停止した債務者の申立 (一条) または債権者の申立あるいは職権でもって (二条) 宣告手続の審理を開始するが、そのさい裁判所は、裁判上の整理を宣告するか、財産の清算を宣告するかの選択決定権を有する。そして、この選択の基準として、本法は「裁判所は、債務者が誠実な強制和議 (concordat sérieux) を提案である」とが明白なときは裁判上の整理を宣告し、反対の場合には、財産の清算を宣告する」(七条一項) とし、また「その手続のいつでも、債務者がもはや誠実な強制和議を提案する」との可能性を有しない」とが明らかになったときは、裁判上の整理は財産の清算に転換する」(七条二項) と定めている。したがって、個々の具体的な事件において、裁判上の整理を宣告するか、財産の清算を宣告するかは、この基準に従つて行われなければならず、この範囲における裁判所の裁量権が許されているにすぎない。

このことは、裁判上の整理がもはや「不幸かつ誠実な債務者」 (débiteurs malheureux et de bonne foi) の破綻の救

済のためにのみ与えられる恩恵的な性格から脱して、一般的に支払停止状態にある企業で、強制和議を受けることによって、その事業を継続して行ける見込のあるものすべてに開放された手続であり、より端的にいえば、企業に存続能力ある場合に、その経済的再建を助長する」とを目的とする制度であることを明白にしている。

また、旧法における「破産」という語に代えて「財産の清算」という語が使用されたことは、支払停止の宣告対象は企業、より正確にいえば企業財産 (*patrimoine d'entreprise*)¹を目的としていることを表現するものであつて、この表現は、企業指揮者に対する個人的制裁とは離れて、この手続が純粹に企業財産の換金化 (*réalisation*) を目的とする制度である」とを特色づけているものと思われる。その意味では、裁判上の整理という表現は、それが本来換金化の観念を示す「réglement」(決済の意味)の語を使つてゐるにもかかわらず、その財産を維持し更生をはかる」とを目的とするものであるから、表現としては不適切ともいえるが、いはでは、せいぜい債務の整理、あるいは少なくとも、この整理を確保するに固有な手段を表わすものとして理解することができる。^(註)

じもあれ、以上のような裁判上の整理および財産の清算は、客観的観念としての企業を対象とし、支払停止状態にある自然人または法人という主観的観念あるいはそれを破綻に導いた企業指揮者の主観的行動からは切り離して理解されているわけである。かかる意味で、われわれは裁判上の整理および財産の清算の客観的性格 (*caractère objectif*) を、後に述べるような新破産法の創設した「個人破産」(*faillite personnelle*) の主観的性格と対比して理解しなければならない。

(注) Toujas et Argenson, op. cit., n°21.

III、企業指揮者の運命

(1) **企業指揮者の意義** ハレドンの企業指揮者とは以下の者を指している（九八条、一〇四条）。

(1) 自然人たる商人 (*commerçants personnes physiques*)。

(2) 商事会社の法律上または事実上の指揮者、ハリには商事会社の法定の指揮者（業務執行者、社長、取締役、総支配人、執行役員会の構成員、清算人）だけでなく、たとえば、妻が業務執行者である会社を事実上は夫が指揮している場合の如く、事実上の指揮者もふくまれる。

(3) 経済目的を有し、あるいは法的にまたは事実的に當利目的を追及している非商人たる私法上の法人の法律上または事実上の指揮者。

(4) 一九六六年の新会社法でみとめられた法人取締役の場合における常任代表者 (*représentants permanents*) (九一条)。

(1) **各種の制裁** 右のような企業指揮者が支払停止という企業の財政状態に破綻を生ぜしめたときは、種々の制裁が課せられるのであるが、ハリドンはその制裁を四種に分けて説明することにする。その四種とは、(1)会社債務の補填責任 (*responsabilité en complément du passif social*)、(2)裁判上の整理または財産の清算の拡張 (*extension du règlement judiciaire ou la liquidation des biens*)、(3)個人破産および禁止 (faillite personnelle et certaines interdictions)、(4)破産犯罪に相応する軽罪 (*certaines delits assimilés à la banqueroute*) である。

(1) **会社債務の補填責任** 会社の裁判上の整理または財産の清算の場合に、会社資産の不足が明らかになつたとき

は、裁判所は管財人の請求または裁判所の職権により、法律上たると事実上たると、外観上明白か隠れているか、報酬を受けているか否かを問わず、すべての会社指揮者またはそのうちの一部の者が、連帶してまたは連帶するところなく、会社債務の全部または一部について責を負うべき旨を決定することができる。この場合、当該指揮者は会社の業務執行につき、必要な一切の活動および注意をなしたことを証明しなければ免責されない（九九条）。

同趣旨の規定は、すでに一九四〇年一一月一六日の法律第四条第五項（株式会社）、一九五三年八月九日のデクレ（有限公司）⁽¹⁾、一九二五年三月七日の法律二五条二項⁽²⁾、および一九六六年の新会社法（旧五四条、一一四条、一五〇条、一四八条、二四九条）にみられたが、新破産法は旧規定に対してもうような修正を加えた上、この制度はすべての会社に共通するものとして一個条にまとめるに至った。

修正の主要点をあげると、その第一は、旧規定の如く、この責任は株式会社と有限公司の会社指揮者のみを対象とするものではなく、すべての会社指揮者に適用されていることであり、第二は、裁判所は単に管財人の請求にもとづくばかりでなく、職権をもつて会社指揮者に会社債務の補填を命ずることができる点である。

さらに注目すべき点は、立証責任に関し旧規定が「有償の受任者のなすべき一切の活動および注意」という文言を使っていたのに対し、新破産法は「当該指揮者は会社の業務執行につき必要な一切の活動および注意」という文言に変更し、委任契約への準拠を全く廃止したことである。その理由として Pontavice は「制度理論によると、会社指揮者は実際には法人の機関であり、職務執行者 (*titulaires de fonctions*) であるからである。制度理論は、指揮者に對して団体の機関的性格を付与するために法人の実在論と結びつく」と述べている。⁽³⁾

フランス新破産法における企業と企業指揮者との分離（福井）

さうに、旧規定には全くみられなかつた新しい制裁として、新破産法は、会社債務の全部または一部について補填責任を負う会社指揮者が、その債務を履行しないときは、裁判所はかかる指揮者の財産につき裁判上の整理または財産の清算を宣告する（100条）と定めている。これは宣告できるというのではなく、必らず宣告しなければならないという意味である。⁽³⁾

（2）裁判上の整理または財産の清算の拡張 次に、旧法の下でいわゆる「破産拡張」（l'extension de la faillite）と呼ばれていた制度が新破産法にも引きつがれている。⁽⁴⁾ ただし、新条文（101条）と旧条文（商法典旧四四六条）との間には二つの大きな差異の存することに留意しなければならない。

その第一は、旧法の下では、この拡張が破産にのみ適用され、裁判上の整理には拡張されていなかつたのに対し、新法では単に破産（現行法の財産の清算に当る）の場合だけでなく、裁判上の整理の場合にも可能になつたことである。

第二は、会社指揮者が会社の裁判上の整理または財産の清算と並んで自らも裁判上の整理または財産の清算を宣告される場合として三つの場合が規定され、実質的には旧法の場合よりも一つ増加していることである。すなわち、從来と同様に会社の行為を装い会社の名の下に自己の個人的な利益のために商行為を行つてゐる指揮者、または会社財産を自己の財産として処分したすべての指揮者に対して、会社と共に裁判上の整理または財産の清算を宣告することができるだけでなく、さらに第三の場合として「法人の支払停止にのみ導きうる赤字経営（exploitation déficitaire）を自己の利益のために濫用的に遂行した指揮者」に対しても、この裁判上の整理または財産の清算が拡張されてゐる（101条1項）。

この制度の目的は、要するに、法人の指揮者、とくに会社の取締役等が会社の法人格の背後にかくれて自己の行動を仮装し、利益はこれを着服し、責任だけを会社に負担させようとするあらゆる計画を挫折させるため、いかえれば会社の法人格の濫用を防止するため、会社の裁判上の整理または財産の清算は、会社指揮者個人の裁判上の整理または財産の清算を招来するという極めて厳格な制裁を課すところに存する。

なお本法は、かかる会社指揮者の債務は、自己の債務だけでなく、会社債務を含む旨を明規している（一〇一条一項）。

(3)個人破産およびその他の民事制裁　犯した過失の程度に従つて、企業指揮者は、あるときは個人破産を、あるときは単なる禁止 (interdiction) もしくは失権 (déchéance) をもつて非難される。これらは後に述べる破産犯罪 (banqueroute) が刑事制裁 (sanction pénale) であるのに対し、民事制裁 (sanction civil) もしくはそのものである。

(a)個人破産　個人破産は全く新たな制裁である。前に述べた如く、客観的意義における企業自体の清算手続は、破産という古典的な用語がもつ道義的な制裁性を払拭するため財産の清算という語に置き代えられた。しかし一方では、道義的制裁としての意味での破産は個人破産の語をもつて企業指揮者に対する制裁として使用され続けている。すなわち、政府提案の法案理由書にも述べられている如く「あらゆる財産的手段とは独立した一連の制裁を生ぜしめるものとして、個人破産の制度が考えられた」わけである。この個人破産は、その宣告の態様に従つて、強制個人破産 (faillite personnelle obligatoire) と裁量個人破産 (faillite personnelle facultatif) の二つに区別される。

裁判所は、以下の場合には企業の指揮者に対し必ず個人破産を宣告しなければならない。すなわち、企業指揮者

が、

(イ)企業の会計を除去し、企業の財産の一部を横領または隠匿し、あるいは詐欺をもつて存在しない債務を承認した場合。

(ロ)人を介在させ、あるいは法人の活動を装うために法人の名において自己の個人的な営業活動を行う場合。

(ハ)自己の財産として会社財産を使用した場合。

(ニ)企業または自身のために、詐欺によつて強制和議を受けたが、その後、和議が無効とされた場合。

(ホ)悪意の行為または重大な過失を犯かし、あるいは商業の法令または慣習に対する重大な違反をした場合（一〇六条）である。

最後の(ホ)の場合は、表現が若干抽象的であるため、これを補完する意味において、とくに次の場合は悪意の行為または重大な過失を犯かし、あるいは商業の法令または慣習に対する重大な違反があるものと法律上推定している（一〇七条）。すなわち、企業指揮者が、

(イ)法律に規定する禁止に違反して営業活動を行つたり、あるいは業務執行者、取締役、総支配人または清算人の職務を行う場合。

(ロ)企業の規模に従い、その業務の慣行に一致する会計が行われない場合。

(ハ)支払停止の証明を遅延せしめる目的をもつて、相場以下で転売するために購買したとき、あるいは同一の目的をもつて、この資金を得るために破綻を來す手段をとつたとき。

(二)個人的な出費または過度な家事の出費。

(3)射幸取引によつて高額の消費をしたとき。

(4)他人のために、対価を受けることなく、債務者またはその企業の状況を考慮すれば、その締結時に著しく重大なものとみとめられる債務を引受けること。

(5)支払停止にのみ企業を導きうるような赤字経営の濫用的遂行、の場合である。

なお、このほか、企業指揮者が過怠破産または詐欺破産につき有罪判決を受けた場合も法律上当然に個人破産を生ぜしめる（一二六条二項）。

(b)裁量個人破産または禁止の制裁　右のように裁判所が必ず個人破産を宣告しなければならない場合に加えて、新破産法は、裁判所によつて裁量的に宣告できる裁量的または任意的な個人破産の制度を設けている。しかもこの場合には、裁判所は個人破産を宣告するか、単に禁止の制裁に止めるべきかについて、企業指揮者の犯した過失の程度に従い選択権が与えられている（一〇八条）。これらの場合を列挙すると、企業指揮者が、

(1)前記一〇七条に定める以外の過失を犯かし、または明白な無能力(*incapacité manifeste*)が示されたとき。

(2)支払停止後一五日以内に支払停止の申立をしないとき。

(3)財産の清算状態にあるとき、または裁判上の整理状態にありながら、強制和議を受けずまたは受けた強制和議がその後無効とされたとき（一〇八条）、である。

さらに裁判所は、法人の裁判上の整理または財産の清算の場合に「会社債務の全部または一部がその負担とされ、

かつその債務を履行していない会社指揮者に対して、個人破産または単なる禁止の制裁を裁量的に宣告することができる」（一〇九条）。この場合には、会社指揮者は第一〇〇条により強制的に裁判上の整理または財産の清算を宣告されることは既述の通りであるが、これに加えて、個人破産または禁止の制裁が定められているのである。

(c) 個人破産および禁止の効果　以上の方程式に従い、企業指揮者に対して個人破産または禁止の制裁が宣告された場合には、次のような効果が生ずる。

(i) 個人破産の場合　個人破産の基本的な効果は、個人破産の宣告を受けた者に対し、かつての破産者が受けたと同様な失権および禁止に服せしめることである（一〇五条一項）。その主なものをあげると、上院・下院の選挙権、被選挙権、商事裁判所・商工会議所・労働裁判所の選挙権、被選挙資格、裁判所の附属吏・証券取引員・登録仲立人・陪審員たる資格、取引所における出席資格、フランス銀行における手形割引資格などが剥奪され、さらには、それが個人形態か会社形態かを問わず、一切の商業企業を指揮、管理、監督することが禁止される（一〇五条二項）。

これら基本的効果に加えて、法は次のような特別の効果を規定している。その第一は、個人破産を宣告された会社指揮者は、裁判上の整理または財産の清算状態にある会社の総会における議決権を剥奪される。この議決権は管財人の請求にもとづき裁判所が指名した代理人によつて行使される（一一一条一項）。

また裁判所は、これら会社指揮者の全部または一部に対し、その持分または株式の譲渡を厳命し（enjoindre）、または必要がある場合には鑑定の後裁判所の代理人によりこれらの証券の強制売却（vente forcée）を命ずることができる。会社指揮者の持分または株式の売却による収入は、指揮者の負担とされた会社債務の負担分の支払に当たられ

る（一二条二項）。このような裁判所の命令は、一方では、会社から望ましくない社員を追放することに役立ち、他方では、会社債権者のために指揮者の財産の換金化をはかることに寄与する。⁽⁵⁾

(四) 禁止の場合 通常、管理の禁止といわれる禁止の制裁は、個人破産から生ずるような重い制裁を課すことなく、単に無資格 (*indigne*) あるいは少なくとも不適格 (*inaptes*) な指揮者を営業全体から、あるいは単に会社の指揮管理から除去することを目的とし、かつ商業道德の刷新をはからんとする立法者の構想から生れたものである。⁽⁶⁾ その意味から、これは「軽減された個人破産」⁽⁷⁾ とか、あるいは一次的な制裁 (*sanction secondaire*) と呼ばれている。⁽⁸⁾

禁止は、その目的とする禁止の範囲によって二つの場合に分けることができる。第一は、あらゆる商企業を指揮、管理、監督する」との一般的かつ絶対的な禁止であつて、この場合には、企業指揮者は自己の計算で自らまたは他人を介在させて、あらゆる営業を行うことができないだけでなく、法人の指揮、管理、監督の一切が禁止される。これに対しても第二は、自己の計算で営業を行うことは自由に許されるが、法人の指揮、管理、監督の禁止に限定される場合である。法人の指揮、管理、監督の禁止を会社法との関連において具体的に述べれば、それは会社の業務執行者、取締役、社長、総支配人、執行役員会または監査役会の構成員、会計監査役などになれないことを意味する。

なお、商事会社に関する一九六六年七月二十四日の法律第七四条四項は、「会社を管理する権利を失つた者またはこれらの職務の行使が禁止された者は、発起人となることができない」旨を明規している。それは資金を公募しない会社の場合にも適用される（八四条）。

(4) 破産犯罪に相当する軽罪 破産犯罪は、これを大別して過怠破産または単純破産 (*banqueroute simple*) および

詐欺破産 (*banqueroute frauduleuse*) とするのであるが、これらの場合に刑法典四〇二条から四〇四条に定める刑罰に処せられる者は自然人たる商人に限られている。しかしこれと並べて、本法はいわゆる企業指揮者に対しても、破産犯罪に相当する軽罪を設けることにより、刑事制裁の実をあげることが意図されている（一三〇条）。それは刑罰の内容に従つて二つに分けられる。

- (a)過怠破産の刑に処せられる場合 その形態の如何を問わず、会社の支払停止の場合においては、社長・取締役・総支配人・業務執行者または清算人、および直接または人を介在させて、法定代表者を装いまたは法定代表者を代理して、この会社を管理または清算する者で、その資格において悪意をもつて次の行為をなした者は、過怠破産の刑に処せられる。
- (i)射幸取引、仮装取引をして会社に属する資金を甚だしく浪費したとき。
 - (ii)会社の支払停止の確認を遅延せしめる目的をもつて、転売のため相場以下の購買をなし、または同一の目的をもつて、会社を破綻せしめる資金取得の方法を使用したとき。
 - (iii)会社の支払停止後、財團の不利益において、債務者に支払をなしまだ支払をなさしめたとき。
 - (iv)会社をして、他人の利益のために対価を受取らずして、その当時における会社の状態にとつて甚だしく重要なものとみとめられる契約を締結したとき。
 - (v)会社の会計帳簿を不正規に作成しましたは作成せしめ、あるいはその作成を放任したとき。
 - (vi)支払停止後一五日以内に、会社の支払停止の状態を管轄裁判所の書記局に申立をしなかつたとき（一三一条）。

その形態の如何を問わず、会社の社長・取締役・総支配人・業務執行者または清算人およびその他直接または人を介在させて、会社の法定代表者を装い、または法定代表者に代わって、上記会社を管理または清算する者が、この財産の全部または一部を支払停止の状態にある会社またはその社員もしくは会社債権者の追及より免かれしめるために、悪意をもって、その財産の一部を横領または隠匿し、これを横領または隠匿せんとした者、または詐欺をもつて、その負担せざる額の債務者たることを承認した者もまた過怠破産の刑に処せられる（一三三一条）。

(b) 詐欺破産の刑に処せられる場合 その形態の如何を問わず、会社が支払停止した場合においては、社長・取締役・総支配人・業務執行者または清算人、および直接または人を介在させて、その法定代表者を装いまたは法定代表者に代わって、上記会社を管理または清算している者にして、詐欺をもつて、会社の帳簿を除去し、会社財産の一部を横領または隠匿した者、もしくは書類においてまたは公正証書もしくは私の署名のある契約または貸借対照表によつて、会社をしてその負担せざる額の債務を承認せしめた者は、詐欺破産の刑に処せられる（一三三条）。

以上の規定は、法律上または事実上のすべての指揮者ならびに商人でない私法人の法人（非営利目的を有する法人を除く）の清算人に適用される（一二四条）。しかし合名会社または合資会社の業務執行者または指揮者は自ら商人資格を有するものであるから、商人たる自然人として固有の意味における破産犯罪の適用を受け、以上の規定に服しないものとされている（一三五条）。

注

(1) 中村真澄「会社債務にたいする取締役の責任——一九四〇年および一九五三年のフランス会社法」早稲田法学三八卷三、

四百一六七頁）。

(2) Pontavice op.cit., n°58.

(3) Pontavice, op.cit., n°61.

(4) リの制度の端緒は、一九二五年八月八日のデクレ・ロワによる破産法改正のやう、商法典四二七条に一項が追加補充されたと見られるが、その後一九五五年五月一〇日のデクレにより、リの規定は同デクレの一〇条に引きがれ、ついに一九五八年一一月二二日の命令により再び商法典の中に（四四六条）に戻されたものである。リの旧法当時における参考文献として、中村真澄「法人格の濫用に対する一対策—フランスにおける『会社破産の拡張』について—」企業法研究七八輯一七頁以下がある。

(5) Ripert et Roblot, op. cit., P.851.

なお、リでは個人破産と直接関係はないが、裁判上の整理または財産の清算状態にある会社の指揮者は、彼の有する持分または株式の譲渡につき、重大な制限を受けることを指摘しておく必要がある。すなわち、会社の裁判上の整理または財産の清算を宣告する判断のとおりか、会社指揮者の持分または株式は、主任官の許可を受けないかぎり譲渡できない。そして無記名株式は、リの規範の脱法を防ぐために、管財人に寄託しなければならない（一一条一項）としている。また、裁判所は、リの闇与が確認されたと認めど、法人の業務執行に闇与しているすべての者に対し、株式または持分の譲渡不能を宣告する（一一条一項）。本法はリの規定の違反について特別の制裁を定めていないが、しかしリの規定に反する譲渡は無効となるものと解せらる。

(6) Toujas et Argenson, op.cit., n°270.

(7) Pontavice, op.cit., n°75.

(8) Toujas et Argenson, op. cit., n°270.

四、あとがき

以上で、きわめて粗雑ながらフランスにおける新破産法の改正要点を概観したわけであるが、ここでとくに注目されるのは、フランス破産法が伝統的な商人破産から、いわば企業破産に移行し、かつかかる企業概念をふまえつつ、企業が支払停止状態となつたときは伝統的な破産概念に代えて、裁判上の整理または財産の清算という概念を用い、これらは企業財産の整理または清算手続であることを示す一方、企業指揮者に対する個人的な制裁として、個人破産や禁止・失権などの民事制裁および破産犯罪に相当する軽罪のような刑事制裁を課し、いわゆる企業と企業指揮者との分離を明白にしていることである。

フランス破産法は元来、その所有者により人格化された個人企業、すなわち個人商人に対して作られたものである。したがつて、良きにつけ悪しきにつけ、企業と企業者は結びつき、破産は経済生活からこの両者を共に除去せしめ、裁判上の整理は、強制和議によつて企業および企業者に共通の救助浮具を提供して いた。

しかし、会社企業の発展につれて、破綻に頻した企業に関する法規制は、個人企業よりもむしろ会社企業にとつて重要となつた。すでに会社法の分野においては「企業の所有と経営の分離」あるいは「企業と企業者との分離」が指摘されていることを考慮すれば、フランス新破産法がその基本理念として人と企業、ことに会社企業と会社指揮者との分離を目指したことは誠に注目に値するものがある。

しかしその反面、個人企業においては、この分離は伝統的な財産单一の理論を破壊しなければかなりの困難に逢着

せざるをえない。たしかに個人企業においても、企業がその規模の薄弱あるいは不十分な経済力によって存続の見込のないときは、裁判所は財産の清算を宣告し、かつ不運な商人はいかなる失権も受けないであろう。その意味では、形式的には企業と企業者の分離がはかられているといえる。しかしながら、財産单一の理論は企業だけではなく企業者の個人財産の全体をも清算に捧げしめる。したがって、個人企業者は新しい活動を行うに必要なあらゆる財産を奪われ、事実上はきわめて重い経済的な失権に服することになる。また逆に、商人が企業の支払停止を生ぜしめるような不誠実な業務執行について有罪とされたときでも、企業に存続能力があれば企業は裁判上の整理が宣告され再建することができる、個人破産等によつて企業者にのみ制裁が課されるにすぎない。しかしここでも、この分離は実行可能なものとは考えられない。なぜなら、はじめは経済的に存続能力のある状態にもとづき宣告された裁判上の整理も、自然人たる商人（企業者）が彼に課された失権等によつてその活動を継続することが不可能になつたときは、財産の清算に転換されなければならないからである（一七九条二項）。

このように新破産法の基本理念たる企業と企業指揮者との分離は、会社企業においてはまさに適当するものであるにしても、個人企業においては、それは形式的なものにすぎず、この分離を実質的に実現するためには、今後に多くの問題が残されているといわざるをえない。